

職業安定分科会(第 188 回)	資料1-1
令和4年 11 月 30 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱(雇用調整助成金の特例措置関係)

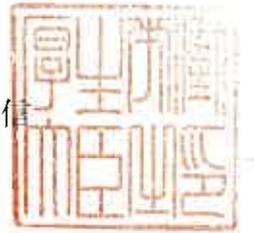
厚生労働省発職 1130 第 2 号

令和 4 年 11 月 30 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度の改正

一 新型コロナウイルス感染症特例対象期間は、新型コロナウイルス感染症関係事業主が指定した日から起算して一年（当該新型コロナウイルス感染症関係事業主が指定した日が令和二年一月二十四日から令和四年三月三十一日までの間にある場合は、当該新型コロナウイルス感染症関係事業主が指定した日から令和五年三月三十一日まで）とすること。

二 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に第百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する判定基礎期間（以下「判定基礎期間」という。）の初日がある休業等について、一日当たりの支給上限額を雇用保険法第十六条第一項の規定による基本手当の日額の上限額とするとともに、助成率を二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）とすること。

三 新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて、特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当する事業主が行う令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日までの期間中に判定

基礎期間の初日がある休業等については、一日当たりの支給上限額を九千円とするとともに、助成率を二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）とし、当該新型コロナウイルス感染症関係事業主が令和三年一月八日以降に解雇を行っていない場合等は、当該助成率を三分の二（中小企業事業主にあつては、十分の九）とすること。

四 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う休業等に係る雇用調整助成金の支給上限日数について、百日に令和二年一月二十四日から令和四年十一月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等の実施日数を加えた日数とすること。

五 継続して雇用された期間が六箇月未満の雇用保険被保険者に係る休業等についても助成の対象とする等の措置の適用対象を、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う令和二年一月二十四日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に変更すること。

六 第二百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたことに伴い、令和四年十二月一日から令和五年三月三十一日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等を行うもの（新型コロナウイルス感染症関

係事業主を除く。)については、当該休業等に限り、当該休業等の実施についてあらかじめ都道府県労働局長に届け出ることを要しないこととする等の支給要件の緩和を行うこと。

七 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。